

## 神崎市脊振町複合施設建設基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

神崎市役所脊振支所の庁舎は、築後57年以上が経過し、老朽化、防災・災害対策の拠点としての耐震性の不安やバリアフリー化への未対応など様々な問題を抱えている状況にある。

また、住民の福祉を増進する目的で活用している脊振公民館、脊振診療所及び脊振2000年館（神崎市立図書館脊振分館）といった公共施設も同様な問題を抱えている。

神崎市脊振町は、過疎地域に指定されるなど、少子高齢化を伴った人口減少、地域経済の衰退などの問題も抱えており、その解決が喫緊の課題となっている。

本市は、このような問題や課題の解決に向け、住民への行政サービスの低下を招くことなく、住民の利便性を十分に考慮し、住民にとっての生活拠点の核及び交流の場となる神崎市脊振町複合施設建設に向けて検討を進め、神崎市脊振町複合施設建設検討委員会を設置し、平成28年3月に「神崎市脊振町複合施設建設基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。

更に、平成29年3月に、引き続き本市が目指す理想の「神崎市脊振町建設基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定した。この基本計画は、神崎市脊振町複合施設的设计・工事を進める上での根幹となる計画であり、利便性・機能性・賑わいの創出などの観点から、地域再生の役割を担う脊振町の拠点となる「小さな拠点づくり」を目指し、基本構想で定めた基本理念を踏まえて必要な施設機能・規模・整備方針などに関する基本的な考え方を示すものである。

この基本計画をもとに、完成時の姿を計画した概略設計を策定するため、神崎市脊振町複合施設建設の基本設計業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、基本構想や基本計画、本市脊振町の特性及び周辺環境との調和等を十分に理解したうえで、柔軟かつ高度な発想力や能力及び豊富な経験を有する者を選定することを目的として、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

神崎市脊振町複合施設建設基本設計業務委託

#### (2) 計画の概要

神崎市脊振町複合施設建設基本構想及び神崎市脊振町複合施設建設基本計画のとおり

(3) 業務内容

神崎市脊振町複合施設建設のための基本設計に関する業務

(4) 履行期間

契約締結の日から平成30年3月9日（金）までとする。

(5) 委託契約限度額

30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 事務局

本業務の事務局は、次のとおりとする。

神崎市役所 総務企画部 庁舎整備課

住所 〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町神崎410番地

TEL 0952-37-0102（直通）

FAX 0952-52-1120

E-mail soumu-03@city.kanzaki.lg.jp

4 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす2者の共同企業体とする。

(1) 共同企業体構成員の共通する参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 平成29・30年度の神崎市入札参加資格登録を受けており、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所に登録された者であること。
- ③ 参加表明書の提出日から契約締結日までの期間で、佐賀県及び本市から指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑦ 参加表明書の提出時まで共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（様式は、共同企業体標準協定書に準じて任意に作成したも

のとする。)を参加表明書に添付すること。

- ⑧ 代表者の出資割合が最大であること。
- ⑨ 構成する者の出資比率が30%以上あること。
- ⑩ 構成する者が、他の提案者の協力事務所(協力者)を兼ねていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の資格要件

- ① 佐賀県内又は福岡県内のいずれかに本店又は契約権限を有する支店(営業所)を有する者であること。
- ② 平成19年4月以降に延床面積が2,600㎡以上の国若しくは地方公共団体の複合施設(防災・行政機能、生涯学習センター・災害時避難所機能、健康・医療機能、学習機能のいずれかの機能を含む施設)に係る設計実績を有し、当該業務が完了している実績を有していること。なお、設計実績は新築に限る。
- ③ 建築士法第2条に定める一級建築士が常勤で5名以上所属している者であること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件

- ① 佐賀県内に本店を有する者であること。
- ② 建築士法第2条に定める一級建築士が常勤で3名以上所属している者であること。

(4) 協力事務所(協力者)

参加表明書の提出できる者は、本業務に関する専門分野(管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。)について、協力事務所(協力者)を加えることができる。ただし、この協力事務所(協力者)となった者及びその者の所属する一級建築事務所は(1)から(3)の参加資格及び参加要件にかかわらず、本プロポーザルにおける参加者を有さない。

5 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者及び建築意匠担当主任技術者は、建築士法第23条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- (2) 管理技術者及び建築意匠担当主任技術者は、提案者の事務所に3ヶ月以上の常勤で所属していること。
- (3) 管理技術者及び記載を求める各担当主任者は、それぞれ1名であること。
- (4) 管理技術者及び建築意匠担当主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任していないこと。
- (5) 管理技術者は、平成19年4月以降に延床面積が2,600㎡以上の国若しくは地方公共団体の複合施設(防災・行政機能、生涯学習センター・災害時避難所機能、健康・医療機能、学習機能のいずれかの機能を含む施

設)に係る設計実績を有し、当該業務が完了している実績を有していること。なお、設計実績は新築に限る。

- (6)「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とし、各担当分野の業務内容は、次表に定める。

担当分野	業務内容
建築意匠	平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」とする。
構造	同上における「構造」とする。
電気設備	同上における「設備」のうち「電気設備」に係るものとする。
機械設備	同上における「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るものとする。
積算	建築物の設計図書、仕様書等の設計図書を基に、その建築物の各部材の材料とその数量を正確に抽出し、それを材料ごとに集積された内訳明細書の形にし、各々の材料に対応する単価を算入することで、その建築物の建築工事費を求めるものとする。
周辺整備	建物周辺(外構)の整備に係るものとする。

## 6 実施要領等の配布

### (1) 配布方法

神崎市公式ホームページから入手すること。

<http://www.city.kanzaki.saga.jp/>

### (2) 配布期間

平成29年4月10日(月)から平成29年4月21日(金)まで

## 7 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

別添「参加表明書提出要領」による。

### (2) 提出部数

正本1部 副本1部(複写可)

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

### (4) 提出期間

平成29年4月10日(月)から平成29年5月8日(月)まで

(5) 提出場所

「3 事務局」に同じ

8 参加資格の審査方法及び結果の通知

(1) 審査方法

神崎市建設工事等入札参加資格審議会規程に基づき、参加資格の審査を行う。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加表明書を提出した者全てに通知する。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

9 技術提案書の提出

(1) 提出書類

別添「技術提案書提出要領」による。

(2) 提出部数

正本1部 副本14部（複写可）

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

(4) 提出期間

平成29年5月15日（月）から平成29年5月26日（金）まで

(5) 提出場所

「3 事務局」に同じ

10 審査方法及び結果の通知

(1) 審査方式

本プロポーザルは、2段階審査方式で行う。

(2) 審査委員会

市は、本プロポーザルにより適正かつ公平に選考するため、「神崎市脊振町複合施設建設基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会）」という。」設置する。

(3) 第1次審査

参加表明書及び技術提案書の内容について、審査委員会による選考を経たうえで、第2次審査対象者として、最大で概ね5者を選定する。

(4) 第1次審査結果の通知

第1次審査の結果は、技術提案書を提出した者全てに通知する。

(5) 第2次審査

第1次審査で選定された者から提出された技術提案書等の内容について、審査委員会によるヒアリング等を実施したうえで、総合的に判断を行い、最優秀者及び次点者を特定する。

(6) 第2次審査結果の通知

第2次審査の結果は、第2次審査に参加した者全てに通知する。

(7) 異議申し立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては、一切受け付けないものとする。

(8) 審査結果の通知

① 第1次審査結果 平成29年6月上旬(予定)

② 第2次審査結果 平成29年6月中旬(予定)

1.1 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

(1) 実施日

平成29年6月中旬(予定)

(2) 実施場所

神崎市役所内会議室(予定)

(3) 留意事項

- ① 既に提出した技術提案書のみを使用して説明すること。追加資料等は受理しない。
- ② 説明の際のパソコン、プロジェクターは、事務局で準備したものを使用すること。
- ③ 参加者は管理技術者、建築意匠担当主任技術者を含めて3名以内とする。
- ④ 欠席の場合は、受注意思がないものとみなす。ただし、交通機関の事情等、真にやむを得ない理由により、欠席又は遅刻する場合は事務局へ連絡すること。

1.2 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 審査に影響を与える行為があったと認められる場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 技術提案書を複数提出した場合
- (4) 書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合

- (5) 第2次審査の留意事項に違反した場合
- (6) 参加資格を有しない者が技術提案書を提出した場合
- (7) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- (8) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (9) 建設会社と資本的又は人的関係がある場合
- (10) 本プロポーザルにおいて複数の共同企業体に参加する場合
- (11) その他、市長が本要領に違反すると認めた場合

### 1.3 契約の締結等

#### (1) 契約の方法

最優秀者を随意契約の相手方として、契約の交渉を行うものとする。ただし、最優秀者との契約が不可能となったときは、次点者を随意契約の相手方とする。

#### (2) 契約の手続き

神崎市財務規則による。

### 1.4 留意事項

- (1) 提出期限後における参加表明書及び技術提案書の変更は認めない。ただし、変更の理由及び変更の内容について、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (2) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。ただし、参加表明書及び技術提案書の著作権は、提案者に帰属するものとする。なお、本プロポーザルの審査及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行う。
- (3) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。
- (4) 本プロポーザルに係る費用は、提案者が全て負担するものとする。
- (5) 参加表明書提出後に本プロポーザルを辞退する場合には、速やかに事務局に連絡するとともに、辞退届（様式第12号）を事務局に提出すること。
- (6) 本業務を受託した場合に従事する管理技術者及び担当技術者は、提出書類に記載された者に限るものとし、特別な理由があると認められた場合を除き変更できないものとする。